

令和5年度私立高等学校学費軽減補助のお知らせ

京都府では、府内の私立高等学校に在籍する生徒の奨学と保護者等負担の軽減を図るため、各学校の協力を得て、学費軽減補助制度を実施しています。

以下の補助基準等を確認して、学費（授業料）の軽減を受けようとする場合は、別添の学費軽減申請書に必要事項を記載して学校へ提出してください。（基準ごとに必要な書類がありますので、確認して添付してください。）

補助対象	<p>① <u>生徒が令和5年10月1日現在、府内私立高等学校に在籍していること。</u></p> <p>② <u>生徒と保護者等</u>がともに令和5年10月1日現在、<u>京都府内に居住していること。</u></p> <p>※保護者等とは、子に対して親権を行う者等のことをいいます。 ※仕事の都合で単身赴任している等の特別な事情があると認められる場合は、この限りではありません。</p> <p>③ <u>京都府あんしん修学支援補助（授業料減免）を受けていないこと。</u></p>
補助基準	<p>● <u>保護者等の令和5年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額が154,500円以上、304,200円未満であること。</u></p> <p>※共働き世帯の場合、保護者等合算額です。 ※政令市にお住まいの場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。 ※令和5年に国の高等学校等就学支援金(11万8,800円)を受給する場合に対象です。</p> <p>※対象生徒が早生まれ（平成19年1月2日から4月1日生まれ）の場合は、保護者等の「令和5年度の（市町村民税の課税標準額－330,000円）×6%－市町村民税の調整控除額の合算額」が基準額未満かで判定します。（保護者等が2名の場合、課税標準額が大きい方の保護者等から330,000円を控除し、もう一方は通常の計算で判定します。）</p> <p>● <u>府内の私立高等学校（全日制）に在籍する生徒について、兄弟姉妹が同時に府内の高等学校（公立・私立の全日制。特別支援学校を除く。）に在学している場合、加算対象とする。</u></p>
授業料の軽減額（生徒一人当たり）	<p>年額 80,000円（全日制・定時制課程） 17,000円（通信制課程）</p> <p>※<u>兄弟姉妹が同時に府内の高等学校（公立・私立の全日制。特別支援学校を除く。）に在学している場合、年額80,000円に次の金額を加算する。</u></p> <p>〔兄弟姉妹が公立（全日制）に在学する場合 10,000円を加算 兄弟姉妹が私立（全日制）に在学する場合 20,000円を加算〕</p> <p>※兄弟姉妹いずれも私学（全日制）に在学する場合は、年長の者を除く生徒の年額に対して加算する。</p> <p>授業料の軽減は、高等学校在学期間中3回（定時制・通信制課程にあっては、卒業までの最短期間分）を限度に実施します。（国の高等学校等就学支援金が支給されている年度に限ります。）</p> <p>また、各学校で実施される授業料補助制度を利用している場合、軽減額の減額調整が行われる場合があります。</p>

<p>申請書類</p>	<p><input type="checkbox"/> 様式第1号 学費軽減申請書</p> <p>※「申請者」欄には、保護者等のうち、学費を負担している者の住所及び氏名を記入してください。</p> <p>※「本補助金について、学校が国の高等学校等就学支援金の認定結果に係る情報を確認することに同意します。」の該当欄にレ印を記入してください。</p> <p>※国の就学支援金が認定されており、あんしん修学支援(授業料減免)制度に該当しない(授業料減免制度要件を満たさない)場合に該当します。</p> <p>※全日制課程の生徒が申請する場合、【兄弟姉妹の状況】の選択肢のいずれかにレ印を記入してください。また、兄弟姉妹が<u>府内の高等学校(公立・私立の全日制。特別支援学校を除く。)</u>に<u>同時在学する場合</u>、兄弟姉妹の状況欄に氏名、年齢、続柄、高校名等を記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> その他必要な書類</p> <p>※保護者等が海外に長期滞在する生徒や児童福祉施設等に入所する生徒は、学校に連絡し、学校の指示により必要な書類を提出してください。</p> <p>※準備した書類の種類について学費軽減申請書の該当欄にレ印を記入してください。</p>
<p>学費の軽減方法</p>	<p>学費の軽減は、令和5年12月以降、還付又は今後支払うべき授業料からの控除という方法で実施されます。実施時期、方法等は、学校により異なりますので、具体的な事項は、学校から保護者等に送付する「学費軽減通知書」等で確認してください。</p> <p>また、学費軽減の実施後、「学費軽減証票」(領収書の代わりとなるもの)を提出していただく必要がありますので、学校の指示に従ってください。</p>

よくある質問

質問1 保護者等の令和5年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額が304,200円未満であるかはどのように判断すればよいのでしょうか。

答 え 市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除額については、保護者等合算で判断します。例えば、保護者等が父と母であれば、父と母の市町村民税の課税標準額×6%－父と母の市町村民税の調整控除額が、304,200円未満であるかで判断します。(保護者等が政令市にお住まいの場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。)

なお、令和5年7月以降に判定される国の高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)を受給される場合は、304,200円未満の基準額を満たしますが、あんしん修学支援(授業料減免)に該当する場合は、本補助金は対象外です。

就学支援金を受給し、あんしん修学支援(授業料減免)に該当しない場合に、本補助金対象に該当することとなります。

質問2 保護者等のうち、1名が単身赴任で京都府外に住んでいるのですが。

答 え 例えば、保護者等のうち1名が府外に単身赴任し、住民票も移している場合であっても、本人(生徒)が属する世帯の生活の本拠が京都府内であれば対象とします。ただし、他府県の授業料軽減補助を受ける場合は対象になりません。

質問3 保護者等が海外赴任していて、国内での前年度所得がない場合、所得を証明する書類はどのようなものを提出すればよいのでしょうか。

答 え 市町村役場では、当該保護者等の課税証明書等が発行されませんので、勤務先の会社等の給与支払証明書等、前年度の所得総額がわかる書類を提出していただく必要があります。詳しくは、学校にお問い合わせください。

質問 4 授業準備金は授業料に含まれますか。

答 え 含まれません。対象は「授業料」のみです。また特待生等で授業料が免除されている場合も、対象外です。

質問 5 市町村民税の課税標準額・市町村民税の調整控除額は通知書等のどこを見たらよいのでしょうか。

答 え 4 ページの見本の 部分を見てください。

質問 6 兄弟加算について、兄弟姉妹が私立の通信制・定時制に在学する場合は対象でしょうか。

答 え 対象外です。

質問 7 加算方法について、教えてください。

答 え 生徒が 10 月 1 日現在に私立の全日制に在学している場合に、その生徒の兄弟姉妹が同じく、10 月 1 日時に府内の高等学校（公立・私立の全日制課程、定時制課程、通信制課程、特別支援学校を除く。）に在学している場合に、その生徒の年額 80,000 円に次の金額を加算します。

兄弟姉妹が公立高校に在学する場合は、私学に在学する生徒に 10,000 円、兄弟姉妹が私学に在学する場合は、年長の兄弟を除く弟妹に 20,000 円を加算します。

【学費軽減 兄妹姉妹加算表】

※通信制・定時制、特別支援学校に在学する兄弟姉妹は、対象外です。

※10月1日現在、兄妹姉妹が京都府内の高等学校（公立・私学のいずれも、全日制課程のみ対象）に在学する場合、

学費軽減の申請をする私学に在学する生徒の年額80,000円に金額を加算します。

※兄妹姉妹が、公立高校に在学する場合、私学に在学する生徒に10,000円を加算します。

（公立に在学する兄弟姉妹は、年額80,000円と加算は申請の対象外です。）

※兄妹姉妹が、私立高校に在学する場合、年長の兄弟を除く弟妹に20,000円を加算します。

(例)

本人＋兄妹姉妹		なし				2名				3名			
第1子	私・公	私	私	私	公	私	私	私	公	私	私	私	公
	加算額	0円	0円	1万円	0円	0円	1万円	1万円	0円	0円	1万円	0円	0円
第2子	私・公		私	公	私	私	私	公	私	私	公	私	公
	加算額		2万円	0円	1万円	2万円	2万円	0円	1万円	0円	1万円	0円	1万円
第3子	私・公					私	公	私	私	公	公	私	
	加算額					2万円	0円	2万円	2万円	0円	0円	1万円	
第4子	私・公												
	加算額												

本人＋兄妹姉妹		4名																
第1子	私・公	私	私	私	私	公	私	私	公	私	公	私	公	公	私	公	公	公
	加算額	0円	1万円	1万円	1万円	0円	1万円	1万円	0円	1万円	0円	1万円	0円	0円	1万円	0円	0円	0円
第2子	私・公	私	私	私	公	私	私	公	私	公	公	私	公	私	公	私	公	公
	加算額	2万円	2万円	2万円	0円	1万円	2万円	0円	1万円	0円	1万円	0円	0円	1万円	0円	1万円	0円	0円
第3子	私・公	私	私	公	私	私	公	私	私	公	私	公	公	公	公	私	公	公
	加算額	2万円	2万円	0円	2万円	2万円	0円	2万円	2万円	0円	1万円	0円	0円	0円	0円	1万円	0円	0円
第4子	私・公	私	公	私	私	私	公	公	公	私	私	私	公	公	公	公	私	私
	加算額	2万円	0円	2万円	2万円	2万円	0円	0円	0円	2万円	2万円	2万円	0円	0円	0円	0円	0円	1万円

